

放課後子供教室推進事業

安全管理マニュアル

Ver. 6

【令和3年改訂版】

徳島県教育委員会

本資料活用の留意点

- 本資料は、マニュアルとして活用できるよう作成しましたが、実施状況が各地域で異なることから、本資料を参考として、各地域で安全マニュアルを作成されるようお願いします。
- 子供の実態、発達段階、地域の特性や事情等に即して、各市町村等における対応の方法を工夫してください。
- 学校、警察をはじめとする地域の関係機関や家庭の協力を得るよう努力してください。
- 次の資料も計画作成・マニュアル作り等の参考にしてください。
 - ・ 文部科学省「学校の危機管理マニュアル」（平成30年2月）
 - ・ 文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）
 - ・ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和3年4月）
 - ・ 徳島県教育委員会「学校防災管理マニュアル」（令和3年3月）」

令和3年5月一部改訂

目 次

総 論	1
第1章 健康管理	
1 予防対策	3
(1)施設・設備	3
①安全点検の方法	
②安全点検の事後措置	
③活動に関わる具体的な安全点検	
④応急手当用品(救急箱)の点検	
⑤感染症対策として定期的な換気と消毒	
(2)組織	4
①指導者等による傷害防止の打ち合わせ	
②子供の疾患についての配慮	
③当日の体調や薬の使用	
④プログラム実施中の本人の訴え	
(3)連絡体制	5
①子供の体調に関する情報の把握	
②活動内容についての保護者への周知	
③感染症についての対応方針	
(4)研修	5
①安全な活動の進め方についての研修	
②研修内容	
(5)子供への指導	6
①道具等の安全な使い方	
②活動時の適切な服装	
③安全な行動の仕方	
④活動に伴って予想される傷害	
⑤施設内で感染症クラスターを発生させない工夫	
2 発生時の対処	6
(1)施設・設備	6
①事故原因となった設備や遊具等の修理・点検	

(2)組織	7
①急病・傷害発生時の指導者等の役割分担	
②状況の確認と記録	
(3)連絡体制	7
①医療機関の連絡先	
②保護者への連絡体制	
(4)研修	8
①研修内容	
(5)子供への指導	8
①事故発生時の連絡	
②応急手当	

第2章 不審者侵入対策

1 防止対策	9
(1)施設・設備	9
①門や玄関等の施錠	
②受付の設定	
③死角となる場所の安全対策	
④点検の実施	
(2)組織・連絡体制	10
①巡回, 声かけ, 情報把握等	
(3)研修	10
①地域の犯罪発生状況の把握	
②防止策の方針	
③組織内での役割, 連絡体制	
④保護者, 行政等との連絡体制	
⑤子供への防犯指導, 保護者の啓発	
(4)子供への指導	10
①施設内, 施設周辺における危険箇所の把握	
②施設内における活動の仕方	
③帰宅時の行動の仕方, 留意点	
2 発生時の対処	10
○不審者が施設周辺で出没したとの情報が入った場合	
○不審者が侵入した場合	

(1)施設・設備	11
①通報装置の活用	
②不審者の一時的隔離場所の設置	
(2)組織・連絡体制	12
①連絡体制, 役割分担	
②警察との連絡体制	
③保護者との連絡体制	
④教育委員会との連絡体制	
(3)研修	12
①対応方針	
②具体的な対応方法	
(4)子供への指導	12

第3章 災害対策

1 防災対策	13
(1)施設・設備	13
①備品等の安全点検	
②複数の避難経路(室内)の確保	
③防災設備の点検	
④災害発生時や待機時に必要な備品の点検と備蓄	
⑤屋外の安全点検	
⑥避難場所・避難経路の確認・点検	
(2)組織	14
①注意報, 警報発令時の対応	
②消防署等関係機関・団体との連携	
③教室内の体制整備	
(3)連絡体制	15
①保護者や関係者等との連絡体制	
②医療機関, 消防署等関係機関・団体との連絡体制	
(4)研修	15
①地震災害, 気象災害, 火災時等における対応に関する研修	
②活動場所における災害発生危険性の確認	
③ハザードマップの作成	
(5)子供への指導	15
①子供たちの活動にともなう防災の指導内容	

②地震発生時	
③津波発生時	
④風水害発生時	
(6)避難訓練・防災訓練の実施	
①「揺れたら」(初期対応)の訓練	
②「揺れが収まったら」(二次対応)の訓練	
③保護者への引き渡し訓練	
2 初期対応	16
(1)施設・設備	16
①二次災害の防止	
②火災発生時の注意	
(2)組織	17
①災害発生時の役割分担	
②災害発生時の避難場所と避難方法	
③災害情報の収集	
④状況の記録	
⑤注意報、警報発令時の対応	
(3)連絡体制	17
①保護者や関係者への連絡	
②災害後の帰宅	
(4)研修	17
①避難誘導の方法	
②初期消火の要領	
③負傷に対する応急手当	
(5)子供への指導	18
①火災発生時	
②地震発生時	
③津波発生時	
④風水害発生時	
3 二次対応	20
(1)素早い情報収集	20
①地域性に応じた対応	
②情報収集について	
(2)臨機応変な判断と避難	20

(3) 二次対応時の留意点	20
4 引き渡し	20
(1) 引き渡しの判断	20
① 児童の引き渡しに対する判断基準の設定	
② 各家庭の育児事情への配慮	
③ 即座の対応が迫られる状況	
(2) 引き渡しの手順の明確化	20
① 引き渡し手順マニュアルの策定	
② 緊急時引き渡しカードの活用	

第4章 施設周辺等における危機管理

1 防止対策	22
(1) 施設・設備	22
① 危険箇所等の特定	
② 環境の改善等	
(2) 組織・連絡体制	22
① 施設内	
② 警察, 防犯団体	
③ 学校	
④ 関係行政機関	
⑤ 保護者	
⑥ 地域社会	
(3) 研修	23
(4) 子供への指導	23
2 発生時の対処	23
(1) 施設・設備	23
(2) 組織・連絡体制	23
① 施設内	
② 警察, 消防署	
③ 学校	
④ 教育委員会	
⑤ 保護者	
⑥ 地域社会	

(3)研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

(4)子供への指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

【事故発生時の連絡について】・・・・・・・・・・・・・・・・25

【地震・津波発生時の基本対応及びその流れ】・・・・・・・・26

総 論

放課後子供教室においては、子供たちが自らの居場所を見つけ、安全な環境のもと、生き生きと活動できるよう支援したいものです。しかし、活動に伴い、様々な疾病や傷害が発生する可能性も否定できません。また、施設及びその周辺において、不審者等の侵入、自然災害、交通事故、犯罪被害などに子供たちが遭遇する危険性も全く無いとは言えません。したがって、安全管理が不可欠となります。具体的には、健康の危機管理、不審者侵入対策、災害対策、施設周辺における事故・事件に関わる危機管理などが必要です。

安全管理には、事件・事故の発生を未然に防ぐための予防対策と、事件・事故が発生した場合の被害を最小限に抑え、再発防止を図るための発生時の対策が考えられます。安全管理では、両対策を併せて実施します。

また、予防対策・発生時の対策のいずれについても、多面的に行う必要があります。例えば、施設・設備等のハード面の対策として点検等を行うとともに、活動内容・指導体制等のソフト面の対策として、関係者が連携して安全管理を行ったり、子供たちへの安全指導を行ったりすること等があげられます。そのほか、参加者や指導者等に対して保険加入を義務付けることも必要です。このように、多面的な対策を有効に機能させることによって、子供たちの環境や活動は一層安全・安心なものとなり、より大きな成果が期待できると考えられます。

本事業は、多くのボランティアの方々の協力によって支えられるものであることから、保護者・子供の皆さんには、自分の責任で参加していただくことをあらかじめ十分理解していただくことが大切ですが、一方で実施関係者においても事故等が起こらないようあらゆる可能性を想定して十分な配慮をしていただきたいと考えます。

予防対策として指導者等は、学校側の理解を得て学校で行う避難訓練、防災・防犯訓練等には積極的に参加されるようお願いいたします。

放課後子供教室の活動では、軽度のけがや体調の悪化等は日常的に発生す

る可能性があるため、安全管理の面からも、家庭や学校との連携や連絡が大切です。ただし、放課後子供教室の活動では関係者の関わり方が多様であるため、連携の在り方については、活動の内容や状況を踏まえて柔軟に考える必要があります。

連携する組織・機関としては、まず、活動に直接関わる行政機関、施設等関係者、指導者、保護者等との連携が考えられます。さらには、学校をはじめ、警察・防犯団体、消防、保健・医療機関、地域社会の諸団体等との連携も考えられます。

放課後児童クラブと一体型・連携型の放課後子供教室においては、運営協議会において、活動プログラムにおける連携・協力体制を協議し、緊急時の連絡体制等について整備しておく必要があります。

いずれにしても、連携先の相手、機関の役割や特性をよく理解し、連携の目的や内容を明確にしておくことが重要です。

連携に際しては、組織や連絡体制を日頃から構築しておく必要があります。さもなければ、事件・事故の防止は当然のこと、それらが発生した場合にも、体制が発動し機能することは期待できません。いざという時を想定して、事前に、体制を機能させるためのシミュレーション等を行うことも望まれます。

なお、保護者等の連絡先や子供たちの健康情報など個人情報の取り扱いについては、十分な配慮が必要です。また、事件・事故発生時には、連絡が集中するため回線が不通になることがあります。このため、連絡の回線として、施設等の電話やファックスの他、近隣の公衆電話、携帯電話、Eメール、SNSなど複数の連絡方法を確保することが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症のように、感染症への備えについても、「子供たちの命を何としても守る」ため、感染症対策をはじめ教室安全管理体制を徹底させることが必要です。

第1章 健康管理

子供たちの健康に関する危機管理は、傷害の防止及び疾病の予防から、傷害や急病の発生時の対応まで広い分野に及びます。

傷害の防止では安全管理が重要であり、事故の要因となる環境及び子供たちの危険な行動を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去し、同時に傷害等が発生した場合に適切な応急手当や安全措置が必要です。併せて、安全指導を行い、子供たち自身が安全や危険を理解し、適切な行動をとれるようにすることも必要です。また、疾病対策では、既往疾患、健康状態の把握、当日の気候条件などを考慮した活動など幅広い対応が求められます。

危機管理は、予防・防止対策、現場での応急手当などの対応と保護者、事業実施機関への連絡などの事後処理の二つに分けられます。

また危機管理では、その状況の危険性は、子供たちの年齢や個々の心身の発育、発達の状態、身体の機能障がいの有無やその程度によっても異なる場合があることにも留意してください。

1 予防対策

(1) 施設・設備

安全な環境確保のための方法は、安全点検の実施と点検後の事後措置です。また、応急手当用品(救急箱)の点検も行ってください。新型コロナウイルス感染症への備えとして消毒液、ビニール手袋、ビニール袋等についても、必要な量をスタッフの間で協議し、備えておいてください。

①安全点検の方法

安全点検は、組織的・計画的に行ってください。具体的には、対象や種類の安全点検表及び項目毎の観察ポイントを示した実施要領を作成して、指導者等が共通理解を図った上で、定期的に、必要に応じて臨時に行ってください。学校や公民館等の施設において既に実施されている安全点検の方法を参考にすると効果的です。

安全点検表では、その対象となる場所毎に観察、点検の方法、判定結果、不良個所とその程度、事後措置の状況などを記録してください。

②安全点検の事後措置

安全点検の結果、不具合が発見された場合は、そのまま放置してはいけません。危険と判断された場合は速やかに使用を停止し、立ち入り禁止などの安全を確保した上で、施設の管理者に対して報告し、適切な措置を求めてください。

③活動に関わる具体的な安全点検

使用する備品や遊具が対象年齢にとって適当なものであるかを検討した後、それらについて安全点検表を作成してください。安全点検はプログラムの計画時、当日の使用前、使用后、また定期的(3~4か月毎)に行い、その結果を記録します。個々の点検では、目視、打音、振動、負荷、作動等により行い、必要に応じて専門家に点検を依頼してください。校庭等を複数の種目で使用する場合は、使用区域や活動の仕方、野球のボール、陸上競技の円盤投げや砲丸投げなどの投てき種目の危険の有無について、種目間で相互に確認する必要があります。

④ 応急手当用品（救急箱）の点検

傷害が発生した際、被害を最小限とするための応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意してください。用品は常に点検し、不足していれば補給してください。一般的に、手当する者は医療関係者ではないので、内服薬は原則として使用しないでください。

また、学校における活動では、傷害発生や急病に際しての連携についても施設管理者と話し合いを持ち、可能な限り学校の協力を得られるような体制作りが必要です。

⑤ 感染症対策として定期的な換気と消毒

定期的な換気の実施及び、子供の手が触れる場所(ドアノブ・手すり等)の定期的な消毒を行ってください。

(2) 組織

① 指導者等による傷害防止の打ち合わせ

まず、事前に、プログラム内容の対象の子供に対する適切性、注意点などについて指導者等全員で話し合うことが重要です。指導者等の人数については、安全確保の点からも検討してください。

次に、実施直前にも、天候、水分補給、当日の健康状態などへの配慮等について話し合いを行い、指導者等全員に内容と事故防止について周知することが必要です。またプログラム実施中には、事故を早期に発見できるように、指導者等の配置についても確認してください。

② 子供の疾患についての配慮

活動に参加する子供たちの健康状態について、個人情報に配慮しつつ、十分把握する必要があります。特に、アレルギー性疾患、気管支喘息(特に運動誘発喘息)、心臓病、腎疾患、糖尿病などの基礎疾患を持つ子供たちは、その疾患の程度や治療段階において生活に制限がある場合があるので、疾患や可能な活動について、必要に応じて保護者等に情報提供を求めるなどして理解しておいてください。障がいのある子供たちが参加する場合の、障がいや健康状態についても把握しておいてください。

③当日の体調や薬の使用

当日の健康状態についても把握し、それを踏まえて指導を行ってください。健康状態の把握方法としては、まず、普段に比べての元気の度合い・様子や態度・落ち着き、目つきや視線、顔色、目・耳・鼻・唇・皮膚などの状態の観察が挙げられます。必要に応じ、個人情報に配慮して、学校に連携・協力を求めることも考えられます。保護者からの連絡カード等による連絡や本人からの申し出によって体調を把握することもできます。

また、当日服用した薬についても必要に応じて確認することが望まれます。例えば、抗ヒスタミン剤が含まれている風邪薬を服用した場合は、時に眠気のために注意力が散漫になり、事故を起こしやすくなる場合があります。

④プログラム実施中の本人の訴え

子供たちには、身体の調子が悪い場合は我慢せず申し出るように指導してください。

(3) 連絡体制

①子供の体調に関する情報の把握

子供たちの健康状態について、事前に保護者と打ち合わせを行い、基礎疾患のある子供たちに対して配慮する必要があります。

必要に応じて、放課後子供教室の活動を実施するに当たり、例えば、家庭から健康調査カードの提出を求める等、保護者から参加者の健康状態を把握し、個々の健康に十分に配慮してください。

当然、これらの個人情報の管理を徹底し、個人情報他に漏れることがないようにすることが必要です。

②活動内容についての保護者への周知

保護者に放課後子供教室における活動の目的、意義、内容について、パンフレットなどを使いよく説明し、理解を得た上で参加してもらうことが大切です。また、安全等について十分に配慮して実施しても、傷害等の発生が皆無でないこと、傷害発生時の責任関係は発生した事故の内容によって異なることや加入する保険制度についても理解してもらうことが必要です。

③感染症についての対応方針

子供たちが集団で活動することにより、感染症の拡がりを防止するため「学校において予防すべき伝染病」に係る「出席停止期間の基準」(学校保健安全法施行規則第19条)等を参考に活動を行ってください。学校での授業後に放課後子供教室に参加する際には問題となることは少ないと思われませんが、土曜日等で直接子供たちが家庭から活動に参加する際には、注意が必要です。

(4) 研修

①安全な活動の進め方についての研修

子供の事故は同種の事故がくり返して発生する傾向があるので、学校や教育委員会等と連携し、過去の事例について検討を行うことが重要です。また、放課後子供教室で傷害に至らなかったいわゆるニアミス事例についても詳細に要因分析を行い、単に子供の不注意とせず根本的な事故発生の要因を明らかにし、それに対して防止策をたて実施することが望まれます。

②研修内容

プログラム自体の安全性、指導者等のプログラムの内容の理解と安全・危険について共通認識、使用する備品や遊具について安全点検、事故やニアミス事例の要因の分析法、再発防止策の立案、子供の基礎疾患や当日の体調の理解とそれらを踏まえた活動のあり方、子供の行動特性の理解、活動に関する保護者への説明、集団生活における感染症・熱中症・食中毒についての理解と対策、道具の安全な使用方法、学校との連携、指導者等と子供や保護者との信頼関係の確立などが考えられます。

(5) 子供への指導

①道具等の安全な使い方

はさみ、カッター・ナイフ、千枚通し、のこぎり、かなづち、きり、ねじ回しなどの工具、電気器具などについて、正しい持ち方、使い方や扱い方、他の人への渡し方や、火気の扱い方などについて、適宜指導してください。

②活動時の適切な服装

活動内容や天候に適した服装、着替えの必要性、紐・チャック・大きなボタンなどが傷害を与える危険性があること、活動に適した靴の選び方などについて、適宜指導してください。

③安全な行動の仕方

体調を整え、自分が何をするのかを理解し、指導者等の注意を十分に聞き行動すること、仲間との悪ふざけを避け、自分自身で安全を考え行動すること、疑問点があれば指導者等に質問し、理解してから行動することなどについて、適宜指導してください。

④活動に伴って予想される傷害

活動するに当たって何が危険かを考え、危険を回避して行動することなどについて、適宜指導してください。

⑤施設内で感染症クラスターを発生させない工夫

施設の利用にあたっては、体調が悪い時は利用を控えるなど体調管理の徹底を行うとともに、いわゆる「3つの密」が重ならないよう注意し、マスクの着用や手洗い徹底、子供の間には距離を保つなど、子供自身に意識させるよう、声かけをしてください。また、マスク等の着

用が困難な状態にある子供への対応についても、柔軟に対処し、偏見や差別を生むことのないよう工夫してください。

2 発生時の対処

(1) 施設・設備

①事故原因となった設備や遊具等の修理・点検

設備や遊具等により傷害が発生した場合は、直ちに使用を停止し、必要なら立ち入り禁止としてください。また、事故発生の要因(設備や遊具などの構造上の問題、使用方法における問題など)を分析し、結論が明らかになるまでは傷害の原因となった設備や遊具は使用しないこととし、破損した設備や遊具は直ちに修理を依頼してください。また、事故発生時の状況等を詳細に記録し、原因を究明し、放課後子供教室の実行委員会等に報告してください。

(2) 組織

①急病・傷害発生時の指導者等の役割分担

事故が発生した場合には、迅速な対応が行えるように普段から指導者等が共通理解を持ち、体制を整えてください。

具体的には、傷害の発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時に他の指導者等に連絡を行ってください。指導者等は、軽度の日常的な傷害だけでなく、大出血、呼吸停止、心臓停止などの重篤な種々の状況に対する応急手当の知識も求められます。例えば大出血の場合には、心肺蘇生法の前に、負傷部位を直接圧迫したり、負傷部位より心臓に近い箇所を縛ったりして止血します。また、意識状態、呼吸状態、循環のサインなどを観察し、呼吸停止の場合には人工呼吸を、心臓停止の場合には人工呼吸と心臓マッサージを併せて行います。

さらに、けがの状態や程度により医療機関を受診する必要性の有無を判断します。必要ならば、応急手当を始めるとともに、ためらわずに119番通報し救急車を要請します。その際、場所、目印、連絡先、通報者名、事故の状況、負傷の状況や人数等を落ち着いて連絡してください。負傷者を搬送した後は、他の指導者等に依頼し、残った子供たちへの対応に配慮するとともに、搬送先医療機関の所在地や連絡先についても把握し、保護者へも連絡してください。

事前に、地域における医療機関の所在地、連絡先、診療科目や診療時間を把握しておく必要もあります。

医療機関を受診しないごく軽傷の場合でも、直接あるいは連絡帳などで保護者に必ず報告し、帰宅後発生するかもしれない異常についても観察することを依頼してください。

②状況の確認と記録

事故発生時には、発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容を、時間経過を追って記録してください。また、保護者が医療機関に同行しなかった場合は、受診先の医療機関名、診療科目、担当医師名、けがの程度の説明や処置内容、帰宅後の処置の必要性の有無とその方法、薬の服用の有無と飲ませ方、次回受診の必要性の有無と日時等を保護者に報告してください。同時に事故発生時の状況を正確に実施機関に報告し、事故記録簿を整理しておく必要があります。

(3) 連絡体制

①医療機関の連絡先

事故発生時に受診が考えられる近くの医療機関の所在地、診療科、診療時間帯、電話番号等を事前に確認し、一覧表を作成してください。

②保護者への連絡体制

事故や急病など緊急時の保護者への連絡先について放課後子供教室に申し込む際に確認しておき、変更があった場合には随時更新し、いつでも連絡がとれるようにしておいてください。これらの情報についても個人情報への十分な配慮が必要です。

(4) 研修

①研修内容

傷害や急病に対する指導者等の役割、止血法・心肺蘇生法などの応急手当、事故発生時の記録の仕方や報告体制、最寄りの医療機関に関する情報(所在地、電話番号、診療科、診療時間など)、保護者への連絡体制などについて研修を行ってください。

(5) 子供への指導

①事故発生時の連絡

事故発生時には、直ちに傷病者に対して実施可能な応急手当を行うとともに、大声を出して助けを呼び、指導者等への連絡を依頼すること、誰も救助者がいなければ応急手当をして指導者等に連絡、救助を求めますが、原則として傷病者を一人にすることがないようにすることなどを、発達段階に応じて適宜指導してください。

②応急手当

すり傷、やけど、熱中症、捻挫、出血などの手当や、心肺蘇生法などについて、具体的に、できれば実技を交えながら子供の理解度に応じて指導してください。

第2章 不審者侵入対策

施設を訪れる人の中には、正当な理由がなく施設に立ち入ろうとする者がいるおそれがあり、ここではそれらの者を不審者と呼びます。不審者の侵入による犯罪の発生は、子供のための施設に関する危険の中でも最も強い不安を招くもののひとつであり、重大な事件につながるおそれもあるため、万一を想定して十分な対策を取っておく必要があります。ここでは、施設において子供を犯罪被害から守るため、不審者の侵入を防止するための対策、不審者が侵入した場合に取るべき措置について記述します。

なお、施設周辺における犯罪被害の防止については、主として「第4章 施設周辺等における危機管理」において記述します。

1 防止対策

不審者を施設へ入れない、施設周辺に近づけないことが、不審者侵入防止の基本です。また、施設管理者と連携をとり、施設内における防犯上の空間の弱点を把握するとともに、緊急時の連絡体制を把握することが必要です。

(1) 施設・設備

①門や玄関等の施錠

施設の門や建物の玄関、窓等の開口部において、不審者を物理的に排除することが必要です。子供が出入りする時間帯を除いて施錠するなど、適切に管理することが望まれます。施錠できない場合には、受付、センサー等によりチェックしてください。

②受付の設定

受付については、門からの経路を明確にし、外部から来た人は受付を通らないと内部へ入れないようにしたり、受付以外は「立入禁止」を明示することが望まれます。

③死角となる場所の安全対策

死角となる場所がある場合には、活動場所を工夫する等により死角をなくすことが望まれます。必要に応じ、センサーや防犯カメラ等の防犯監視システムも有効に活用してください。

④点検の実施

門、柵等の破損状況や防犯監視システム等の作動状況、避難経路について点検し、不具合が生じている場合は迅速に改善措置をとってください。改善が行われるまでは巡回等の強化により対応することが望まれます。

(2) 組織・連絡体制

施設内、施設周辺の巡回や設備の点検を行うとともに、部外者に対する声かけや受付への誘導を行ってください。また、施設周辺における不審者に関する情報を把握するよう努め、関係者において情報を共有することも必要です。

(3) 研修

①地域の犯罪発生状況の把握

施設周辺での犯罪発生状況や子供に対する犯罪の発生状況とともに、日常的な情報の入手方法を把握してください。

②防止策の方針

当該施設の物的状況（建物の状況など）、人的状況（指導者等の人数や常駐度合い）に応じた、不審者侵入防止策を把握してください。

③組織内での役割、連絡体制

施設・設備の点検や、施設内、施設周辺のパトロール、部外者に対する対応、子供の帰宅の仕方等を把握してください。

④保護者、行政等との連絡体制

子供の帰宅時における受渡しの方法、不審者についての情報がある場合の円滑な連絡方法等を把握してください。

⑤子供への防犯指導、保護者への啓発

防犯指導・啓発のポイントを把握してください。

(4) 子供への指導

①施設内、施設周辺における危険箇所の把握

人目につかない場所など犯罪に遭いやすいと考えられる箇所を把握させてください。

②施設内における活動の仕方

不審者を見かけたり、不審者に遭遇した場合の対処方法を指導してください。

③帰宅時の行動の仕方、留意点

帰宅途上において、人目につかない場所など犯罪に遭いやすいと考えられる箇所を把握させる必要があります。また「子ども110番の家」など、犯罪に遭遇した場合に駆け込める（助けを求められる）家や店舗を把握させてください。

2 発生時の対処

○不審者が施設周辺で出没したとの情報が入った場合

警察等と連絡を取り、できる限り正確な情報を入手するよう努めてく

ださい。そのため、あらかじめ警察との間で連絡網を構築しておくことが望まれます。情報の内容に応じ、施設内の安全・防犯体制を確認してください。

得られた情報は関係者間で共有するとともに、施設周辺の巡回、門の監視その他当面の対応を決定してください。

情報の内容等に応じ、その日の教室を開催しないこととし、保護者等に連絡する、帰宅時であれば保護者に迎えを要請する、または指導者等が引率する等を含めて検討してください。

○不審者が侵入した場合

不審者が侵入した場合には、まず、子供の安全を最優先するとともに、自らの安全も確保し、対応する時は、可能な限り複数で対応してください。

不審者に対し退去するよう説得してください。応じないときは、他の指導者等や施設の職員に連絡して協力を求めつつ、子供から隔離できる場所（応接室等）に案内するよう努め、同時に110番通報、他の指導者等や関係機関への緊急連絡などを行ってください。

不審者を隔離できず、暴力行為を働く等々ときには、大声、防犯ベル等で応援を求めるとともに、近くにあるイスその他で防御しつつ不審者の移動を阻止するよう努めてください。併せて子供たちの動向を掌握し、避難させ、または教室等で待機させてください。なお、子供たちの安全確認を迅速かつ確実に行うため、参加者を常時把握しておくことも必要です。

負傷者が出たときには、応急手当に着手するとともに、他の者に119番通報させてください（110番通報をしている場合は、救急車が連動して手配されますが、重複しても良いので119番通報をしてください）。

事後においては、窓口を一本化して情報の把握・整理を行うとともに、状況、対応等を時間を含めて客観的に記録しておいてください。また、できる限り速やかに保護者等へ連絡・説明を行ってください。

（1）施設・設備

①通報装置の活用

万が一の事態に備え、インターホンや電話、防犯ブザー等について、使用方法を確認しておいてください。

②不審者の一時的隔離場所の設置

施設内で、不審者を隔離する場所をあらかじめ決めておいてください。

(2) 組織・連絡体制

①連絡体制，役割分担

あらかじめ，不審者侵入時における指導者等の役割分担を明らかにしておくとともに，一部の指導者等が不在であっても，全体としての活動に支障をきたさないように配慮願います。また，緊急時の対応の重要事項，役割分担，連絡先等を一覧にして掲示しておくことが大切です。

②警察との連絡体制

警察に対し，放課後子供教室の実施場所，施設の概要，連絡窓口等をあらかじめ連絡しておいてください。

また，警察等との連絡システムがある場合には，使用方法を確認しておく必要があります。緊急時には，ためらわずに110番通報してください。

③保護者との連絡体制

緊急時の連絡先リストを作成しておくことが必要です。

④教育委員会等との連絡体制

緊急時の連絡窓口を確認しておいてください。

(3) 研修

①対応方針

当該施設の物的状況（建物の状況など），人的状況（指導者等の人数や常駐度合い）に応じた，不審者情報がある場合，また不審者が侵入した場合の対応方針を把握してください。

②具体的な対応方法

各段階（不審者に退去を求める，隔離・通報する，子供の安全を守る，応急手当等をする，事後の対応をする，など）において取るべき具体的な対応方法を把握してください。警察等の専門家を招いて参加・体験・実践型の訓練を行うことが必要です。

(4) 子供への指導

警察等の専門家を招き，大声を出す，逃げるなどっさの行動の仕方について理解させ，さらには参加・体験・実践型の訓練を行うことが必要です。可能であれば保護者等の参加を得てください。

第3章 災害対策

地震災害、気象災害による、家屋倒壊、火災、津波、土石流等から、子供たちと指導者等の生命を守り、身体的安全確保を図るため、地域・学校の状況に即した災害対策を講じる必要があります。災害発生や、それによる被害を防止するためには、教室内の防災に対する組織作り、施設・設備の安全点検、学校・家庭・地域・行政との連携体制の整備など日常の適切な防災活動が大きな役割を果たします。もちろん災害を完全に防ぐことは難しいことです。したがって、災害発生時において、被害を最小限に止めるための適切かつ迅速な対応が必要となります。

1 防災対策

防災対策としては、定期的に施設・設備等の点検を行うこと、予想される災害への対応としての組織作り、連絡体制の整備、避難訓練の実施、研修の推進などが挙げられます。

災害には地域性があります。防災マニュアルを作成するにおいては、教室が立地している自然環境を総合的に把握することが大切です。その際、自治体が作成しているハザードマップや地域の歴史等、多角的な情報から判断することが大切です。ハザードマップは過去のデータを元に同規模の災害が起こった場合を想定して作られています。その災害規模を超えることがあることも考えておかなければなりません。また、地域特性から予想される二次災害の洗い出しとその対応策を練ることも不可欠です。

専門家からの知識を、スタッフの間で共有し、地域の消防団等にも協力を得られるよう、日頃から地域と関わるようにしておいてください。

(1) 施設・設備

①備品等の安全点検

教室関係者は、日々活動する中で施設の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場にあります。施設に何らかの異変はないかという観点を持ち、定期的に安全点検を行うことが大切です。

地震による天井材・照明器具その他の備品等の落下や破損が起こらないか、また倒壊防止のため、それらのものが確実に固定されているか点検してください。扉がガラスの場合は、ガラス飛散防止フィルムを貼ってください。

戸棚内の物品等については振動による落下・破損防止のため、保管状況を点検してください。

②複数の避難経路（室内）の確保

廊下や階段などには、避難行動を妨げる物品を置かないようにしてください。また、災害時は様々な状況が考えられます。複数の避難経路を知っておき、災害時の避難経路の選択肢を増やすことも大切です。

③防災設備の点検

消火器、消火栓、救助袋、ロープ、ヘルメット、防災頭巾等の設備・備品が適切に保管されているか定期的に点検することが必要です。

④災害発生時や待機時に必要な備品の点検と備蓄

地震動が収まってからの避難行動、その後教室に待機することを想定し、それぞれの場面で必要となる物資等をリストアップするとともに、それらをどこに保管するか考え、定期的に点検することが必要です。

津波で被災した場合、一階の低い位置にあるものは使えなくなると考えなければいけません。高層階や高い位置に備蓄しておくことを考えましょう。土砂災害や水害への備えも同様です。

⑤屋外の安全点検

固定遊具や塀・門柱等の破損・倒壊の危険性について随時点検を行ってください。

強風に備えて、窓・ガラス戸の点検、立木や施設等の補強を行ってください。

また大雨時の冠水を防ぐには、日頃から側溝、排水溝などの清掃を行い、落葉やごみを取り除いておくことが大切です。

⑥避難場所・避難経路の確認・点検

学校外に緊急避難場所がある場合、そこに通じる避難経路を実地見分のもとで決定し、状況を確認してください。その際、天候や交通量等による状況変化も考慮しなければなりません。

(2) 組織

①注意報、警報発令時の対応

気象災害を防止するため、注意報、警報発令時には活動を中止するなど対応方針をあらかじめ明確にしておいてください。

②消防署等関係機関・団体との連携

防災訓練や研修の実施のため、日頃から消防署等の関係機関・団体と連携をもち、必要に応じて助言を受けることが望まれます。

③教室内の体制整備

災害発生時には各教室の防災マニュアルに基づき、児童の安全確保及び応急手当、二次対応等を実施する必要があります。

そのためには、教室関係者の中で、日頃から安全に関する情報や話題を出し、定期的に職員研修等の場で話し合いをすることが大切です。

(3) 連絡体制

①保護者や関係者等との連絡体制

注意報，警報発令時や災害発生時に，保護者・関係者等へ迅速に連絡できるように，連絡網を確立しておいてください。

緊急連絡網は，電話やファクシミリ，メール等が使える前提で作成されていますが，長時間，停電・通信網が途絶する状況もあります。このような状況で，保護者との連絡をどうとるのかを考えてください。複数の連絡手段を考えておく必要があります。

被災地では，連絡手段が限られます。徳島県の災害時の安否確認サービス「すだちくんメール」(<https://s.ourtokushima.jp/>) や携帯電話の「災害用伝言板」，また公衆電話等から利用できるNTTの「災害伝言ダイヤル171」(<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>) などのサービスを有効に活用してください。

②医療機関，消防等関係機関・団体との連絡体制

医療機関，消防等関係機関・団体と迅速に連絡をとれる体制を確立してください。

(4) 研修

①地震災害，気象災害，火災時等における対応に関する研修

地震災害，気象災害，火災の実態とその対応に関する研修を，定期的に行うことが望まれます。

②活動場所における災害発生の危険性の確認

屋外など子供たちが活動する場所で過去発生した災害がないかどうか，新たな災害発生の危険性がないかどうかをあらかじめ確認し，必要に応じた防災対策を講じてください。

③ハザードマップの作成

自治体が作成しているハザードマップをもとに，実際に地域を歩いて危険箇所を確認し，各教室独自でマップを作成することが望まれます。

(5) 子供への指導

子供たちの活動内容に，火災防止や避難行動などの防災の指導内容を盛り込むように配慮してください。

(6) 避難訓練・防災訓練の実施

避難訓練を行い，緊急時にどのような行動を取ればよいのか，児童・教室関係者の動きについて確かめておくことが大切です。

また，地域ぐるみの防災訓練等に参加し，初期消火・止血法・心肺蘇生法等，防災・人命救助法について体験しておくことも大切です。

特に津波の被害が考えられる地域においては，地域が一体となった避

難行動が必要なことから、地域の避難訓練への参加が重要になります。

①「揺れたら」（初期対応）の訓練

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保することが第一です。

教室関係者の指示を待たずに、児童が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練することが大切です。

②「揺れが収まったら」（二次対応）の訓練

教室や地域の特性を踏まえて、考えられる二次災害について洗い出し、その対応に応じた訓練が必要です。

特に、津波の危険性がある地域では、地震動を感知した場合はもとより、地震動を感知しなくても津波が到達することもあり得ることから、高所・高台等への避難訓練が必要です。この場合、地震動による避難経路の破損、交通渋滞によりあらかじめ定めた避難経路が使えなくなる可能性があります。複数の経路を設定しておくことが必要です。

また、地域によっては、地震発生後から津波が到達するまでの時間が短いところがあります。訓練によって避難が完了するまでの時間を測定し、データとして防災マニュアル作成に生かしていくことが大切です。

③保護者への引き渡し訓練

災害発生後、安全が確保された場合、保護者へ引き渡しを行います。多様な状況を想定して、保護者への引き渡し方法を決めておき、実際に保護者と共に訓練したり、下校経路での被災を想定してより安全な経路を通る訓練をしたりすることが求められます。

2 初期対応

災害発生時の対処としては、子供たちと指導者等の安全確保を図るため、迅速かつ適切な避難が重要です。また同時に負傷者への応急手当や保護者・関係諸機関への連絡も遺漏なく迅速に行ってください。

(1) 施設・設備

①二次災害の防止

地震に伴う火災発生などの二次災害を防ぐため、ガス漏れや漏電等に注意してください。なお地震発生時に調理などで火気を用いている場合には火災・やけどに十分注意する必要があります。

②火災発生時の注意

火災が発生した場合には子供たちを避難場所へ誘導するとともに、初

期消火を行ってください。

(2) 組織

①災害発生時の役割分担

指導者等はあらかじめ災害発生時を想定して、役割分担を決定し、マニュアルに記載しておいてください。特に防災責任者を明確にしておいてください。また指導者等の欠席を想定し、代理の者を置くことができるように人数を確保することが必要です。

②災害発生時の避難場所と避難方法

災害発生時を想定して、活動に応じた避難場所と適切な避難方法を明確にし、あらかじめ関係者に周知しておいてください。

③災害情報の収集

災害発生時には被害などの状況を的確に把握することが重要です。そのため、被害状況を迅速に確認して、防災責任者へ情報を集約してください。

④状況の記録

状況が確認できたならば、記録をとってください。その際、時間を明確にしておいてください。

⑤注意報、警報発令時の対応

災害から身を守るために、注意報、警報発令時には活動を中止するなど対応方針を明確にしておいてください。

(3) 連絡体制

①保護者や関係者への連絡

緊急連絡網を活用して、できるだけ早く保護者や関係者への連絡をとってください。なお保護者等への子供の引渡し方法をあらかじめ明らかにしておくことが必要です。

②災害後の帰宅

災害発生後、子供たちを帰宅させる場合は天候や道路、交通機関の状況を十分考慮してください。場合によっては、家へ帰すより子供を待機させるほうが安全な場合もありますので、最新の災害情報をいち早くつかみ、適切な判断をしてください。

(4) 研修

①避難誘導の方法

災害に応じた避難誘導の方法について周知しておいてください。また子供を落ち着かせるなど安全な待機の仕方についても理解しておいてください。

②初期消火の要領

初期消火の要領について、訓練を通して身につけておいてください。

③負傷に対する応急手当

止血法，心肺蘇生法など基本的な応急手当の方法を体得しておいてください。

(5) 子供への指導

①火災発生時

建物火災発生時には、【お・は・し・も】(おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない)の合い言葉とその意味や低い姿勢でハンカチ等を口に押さえながら避難するなどの安全な避難方法について指導を行うことが必要です。

②地震発生時

地震発生時に「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に避難することは、児童への事前指導が不可欠です。そして、身の回りに危険な要素がないか瞬時に判断して、安全な場所に身を寄せられることが必要です。

また耐震化が図られている建物では、地震動によって建物が倒壊する危険性は低く、慌てて屋外へ飛び出すことがかえって危険であることを理解させてください。

ア 住宅地

- ・路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があり、揺れを感じたら離れる必要があることを指導してください。電柱や自動販売機が倒れてくることも意識させてください。
- ・屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダに置かれているエアコンの室外機，ガーデニング用のプランターが落下してることがあります。頭上に注意を払うことについて指導してください。
- ・強い揺れが起きると、耐震性能の低い住宅が倒壊する場合もあります。また瓦礫や窓ガラスが散乱する可能性もあります。揺れを感じたら周辺の状況に注意することを指導してください。

イ オフィス街・繁華街

- ・ビルの窓ガラスが割れて広範囲に拡散したり，外壁や張られているタイルや看板などが剥がれ落ちたりすることがあります。それに加え，繁華街では，店の看板やネオンサインなどの転落物があります。カバンなどで頭を保護し，できるだけ建物から離れるよう指導してください。

ウ 川べり

- ・流れに沿って避難しても波は追いかけてくるので，直ちに川辺から

離れ、小高い場所に避難するように指導してください。

エ 山間部

- ・強い揺れに襲われた時は、落石から身を守ること、また、地盤がゆるみ、崩れやすくなるので、崖や急傾斜地などから離れることを指導してください。

③津波発生時

- ・近くに高台がない場合は、3階建て以上の建物を目指し、3階より上にあがることを指導してください。
- ・津波は繰り返し襲ってきて、第一波の後にさらに高い波が来ることがあります。いったん波が引いても絶対に戻らないよう指導してください。
- ・避難標識が整備されている場合には避難の目安にさせてください。

④風水害発生時

ア 強風

- ・強風で器物が飛ばされてきたり、立木等が倒れてきたりする危険があることを指導してください。
- ・飛ばされてくる物以外で、強風に押されて、車道・水路に落ちたり、橋から転落したりする恐れがあることに注意させてください。

イ 大雨・洪水

- ・局地的大雨では、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、総雨量は少なくても、数分で甚大な被害が発生することがあります。
水辺の活動に熱中するあまり、周囲の状況に気づきにくくなるので、指導者は、空や川の変化の様子を観察し、危険を感じたら、すぐに避難するよう指示してください。
- ・不安定な天気の間帯や、雨の可能性が高い間帯には、計画の変更も検討してください。

ウ 高潮

- ・気象庁が発表する高潮に関する気象情報に注意して、時宜に応じた適切な判断・指導を行ってください。
- ・風雨の状況や子供たちの体力、避難時間を考えて、早めの避難が大切です。

3 二次対応

(1) 素早い情報収集

①地域性に応じた対応

地域特性から予想される二次災害を特定します。

二次避難の判断・指示を素早く行うことができるように、チェックシート等の形でその手順を明確にしておきましょう。

②情報収集について

緊急時の情報収集手段として、携帯電話、携帯ラジオ、携帯ワンセグ放送、広報無線、インターネット、電子メール、ファクシミリ等が考えられます。停電時には電池式ラジオからの情報収集が有効です。

(2) 臨機応変な判断と避難

自然災害は、想定を超える規模で襲ってくる危険性があります。実際の災害場面では、防災マニュアルの内容に留まらず、その時々で状況をしっかり把握し、最も安全と思われる行動を選択することが大切です。

(3) 二次対応時の留意点

実際の避難行動では、混乱が予想されます。その中で的確な指示が要求されます。

また、道路の破損、液状化、火災の煙等、避難経路の状況が刻々と変わることにも留意する必要があります。

4 引き渡し

(1) 引き渡しの判断

①児童の引き渡しに対する判断基準の設定

「震度〇以上は、下校させず、教室に待機させておく」等、地域の実情に照らし合わせ、学校・家庭・地域との協議の上で、引き渡しの際の判断基準を設定してください。

②各家庭の育児事情への配慮

家庭の状況により、保護者の帰宅が困難な家庭については、教室に留めるなど、事前の確認上で各家庭への配慮を行ってください。

③即座の対応が迫られる状況

津波など限られた時間での対応が迫られる場合は、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず、保護者と共に教室に留まることや避難行動を促すなどの対応を行ってください。

(2) 引き渡しの手順の明確化

①引き渡し手順マニュアルの策定

引き渡しの場面では、混乱することが考えられるので、あらかじめフローチャート等にまとめて、引き渡しの手順を明確にしておくことが大切です。

②緊急時引き渡しカードの活用

緊急時に保護者或いは近親者に児童を確実に引き渡すために、緊急時引き渡しカード等を作成し、周知しておくこと引き渡し作業の効率を高められます。

保護者が引き取りに来られない場合の代理者を登録し、それ以外には引き渡さないことを保護者と確認しておいてください。

(例) 引き渡しカード

学年		組		氏名		血液型	
住所						地区名	
保護者名				続柄		電話	
兄弟姉妹							
緊急時連絡先	自宅	職場			携帯		
引 渡 時 記 入 欄							
引取者名					児童との関係		
引取日時	月	日 ()	時	分	対応教職員名		
避難場所					特記事項		

- ・ 事前に必要事項を記入し、教室側が保管しておく。
- ・ 児童を引き渡す際に、引渡時記入欄に記入してもらい、教室側が保管することにより、保護者に確実に引き渡す。
- ・ 津波が想定されている場合、児童・生徒は学校から帰さない。

(参考) 学校防災マニュアル (令和3年3月) 徳島県教育委員会, p.31

第4章 施設周辺等における危機管理

施設周辺，施設までの経路等においては，交通事故，転落や溺死等の一般的事故，恐喝，略取・誘拐，暴行，性犯罪，窃盗等の犯罪等が発生する可能性があります。子供たちを引率して施設外に出かける場合も同様です。したがって，施設周辺等における危機管理では，交通安全，一般的事故，犯罪被害などの防止及び発生時の対応が必要となります。関係者は，発生場所や発生が想定される場所の施設からの距離，事件・事故の状況等を考慮しながら，適切かつ柔軟に対応することが必要です。

1 防止対策

(1) 施設・設備

①危険箇所等の特定

関係機関との連携のもと，施設周辺あるいは施設までの経路において，交通事故，転落・溺死等の一般的事故，上記の犯罪等が実際に発生した箇所や発生する可能性のある箇所の状況を明らかにすることが望まれます。

②環境の改善等

危険箇所の状況に応じて，車両進入禁止ゾーンの設定，進入防止のための柵等の設置等，危険の除去や環境の改善を行ったり，対策の実施を関係機関に要請するなどしてください。また子供たちや保護者には，施設までの安全な経路や交通手段を選択するよう要請してください。

(2) 組織・連絡体制

防止のための役割分担や連携先を明確にしてください。

①施設内

施設周辺の点検，関係機関との連絡，子供への指導等の役割分担を明確にしてください。

②警察，防犯団体

交通事故防止，犯罪被害防止等のために，危険箇所・発生犯罪等に関する情報提供，危険箇所の環境改善，パトロールの実施等について，必要に応じて連携を図ってください。

③学校

学校における活動の場合，事故や犯罪被害の防止のために，学校周辺，学校までの経路等の危険箇所に関する情報提供等について，連携することが望まれます。

④関係行政機関

国内や近隣地区において発生している交通事故，一般的事故，犯罪被害，それらのニアミス事例等のうち放課後子供教室と関連すると思われる情報の提供，及び防止対策の立案・実施等について連携を図ってください。

⑤保護者

日常の施設からの子供の受け渡し，経路や地域における事故や犯罪被害，それらのニアミス事例の情報提供，施設周辺のパトロールへの協力，家庭での安全指導の実施等について，連携を図ってください。

⑥地域社会

事故や犯罪被害等を防止するために，地域における情報交換や対策実施等について，必要に応じて連携を図ってください。

(3) 研修

施設の安全担当者，関係行政機関，警察等が中心となって，国内あるいは近隣地区において発生している交通事故・一般的事故や犯罪被害等の状況，近隣地区における事故や犯罪被害の危険，防止対策，施設内での組織や連絡体制，警察・学校・関係行政機関・保護者・地域社会等との効果的な連携方策，子供への安全指導，保護者への啓発等について，適宜，研修を行ってください。

(4) 子供への指導

施設の近隣地区における交通事故・一般的事故や犯罪被害等の発生箇所，種類，発生状況，可能性のある危険，事故や犯罪被害の防止方法（巻き込まれそうになった場合の助けの求め方等を含む）などについて，適宜，具体的に指導してください。

2 発生時の対処

(1) 施設・設備

関係機関との連携のもと，事件や事故の発生箇所の危険，及び近隣地区の同様の危険等を明らかにして，適宜，それらを改善したり，改善の要請を行うなどしてください。必要に応じて施設の出入り口を制限したりする等，再発防止や新たな関連犯罪の発生防止を図ることが必要です。

(2) 組織・連絡体制

以下のような役割分担や体制を日頃から確立し，事件，事故発生時には速やかに発動できるようにしておいてください。

①施設内

警察への通報，消防への救急要請，事件や事故の経緯や状況の記録や

確認，子供たちの負傷の程度や搬送先等の確認，応急手当の実施，保護者や関係機関への連絡や説明等を分担して行ってください。

②警察，消防

警察，消防等からは，事件や事故の経緯や状況，子供たちの負傷の程度や搬送先等の情報を入手したり，事件が未解決の場合には，再発防止等のための緊急対策について指示を受けるなどしてください。

③学校

学校における活動の場合，応急手当等の実施，保護者への連絡，事件が未解決の場合の緊急対策等について，連携を図ってください。

④教育委員会

事件や事故の経緯，子供たちの負傷の程度や搬送先等を連絡するとともに，当該指導者等の取るべき諸対策等について助言を受けてください。また，必要な場合の支援の要請等を行ってください。

⑤保護者

負傷した子供の保護者には，事件や事故の経緯，負傷の程度や搬送先等を連絡してください。必要に応じて，他の保護者に対して，子供の受け渡しの連絡，支援の要請等行ってください。

⑥地域社会

事件や事故の再発防止のために，地域での実施対策等について，必要に応じて連携を図ってください。

(3) 研修

施設の安全担当者，関係行政機関，警察，消防等が中心になり，交通事故，一般的事故，犯罪被害等が発生した場合の応急手当，家庭や関係機関との効果的な連携，子供たちへの安全指導，被害を受けた場合の心のケアや保護者への啓発等について，適宜，研修を行ってください。

(4) 子供への指導

施設の近隣地区において交通事故，一般的事故，犯罪被害等が発生した場合について，警察や消防への通報の仕方，保護者や施設への報告，犯罪の場合の子供 110 番の家や商店などへの助けの求め方等について，適宜，具体的に指導してください。

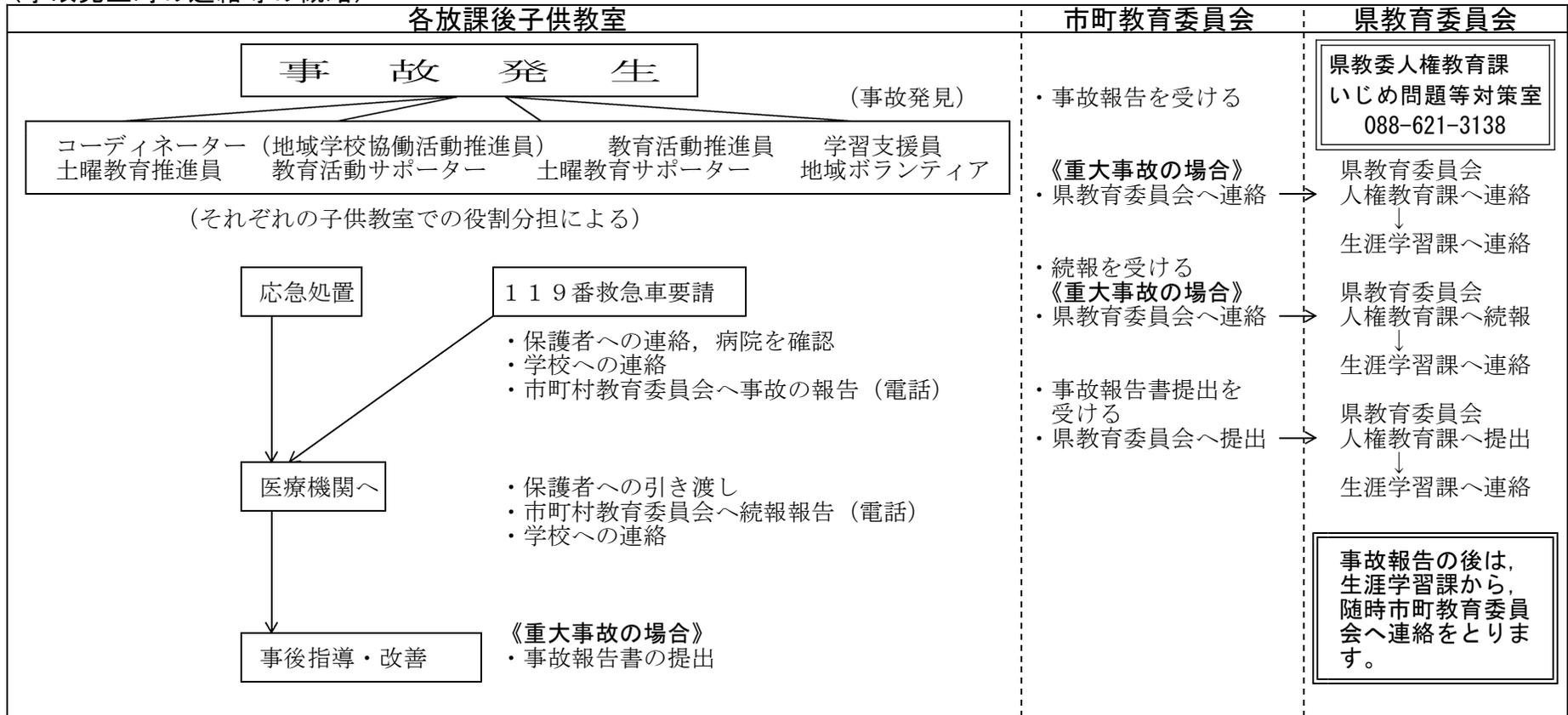
【事故発生時の連絡について】

放課後子供教室活動中の事故への対応等について

(子供教室での事故発生時の具体的対応〈例〉)

- ①負傷者等の状況を迅速に把握する。
- ②正しい応急処置を実施。
- ③病院に連れて行くかどうかを判断する。(判断に迷った場合は医療機関を受診すること。)
- ④けがの状況等により救急車またはタクシーで搬送するかを判断する。
- ⑤保護者への連絡はコーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等、指導者や担当者から事実を正確に伝え、病院に来ていただく。
- ⑥病院は、緊急の場合を除き、保護者の指定する病院とする。
- ⑦病院に連れて行く場合は、市町村教育委員会及び学校に事故の報告を入れる。(電話：続報も入れる。)
- ⑧コーディネーターは事故発生状況を詳しく記録する。(いつ、どこで、誰が、事故の内容、関係者のとった措置など)
- ⑨市町村教育委員会へ事故報告書を提出する。(重大事故の場合)

(事故発生時の連絡等の概略)



地震・津波発生時の基本対応及びその流れ

緊急地震速報

- ・子供、教室関係者全員に連絡
- ・大きな声での確な指示:「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚をもつ」「その場を動かない」

地震発生

① 子供の安全確保

大きな声での確な指示:「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚をもつ」「その場を動かない」

- ・大きな揺れがおさまったら、即座に津波の情報収集
- ・情報をもとに、避難の判断

② 避難

津波の可能性・津波発生

津波の可能性なし

- ・避難場所へ、即座に避難
- ・避難誘導、負傷者搬送など
- ・「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」

津波の可能性あり

- ・避難場所や高い所へ即座に避難
- ・避難誘導、負傷者搬送など
- ・危険な場所は、二次避難場所へ

③ 避難後の子供の安全確認

- ・子供の安全確認
- ・負傷者の確認と応急処置

④ 避難した後の教室の対応

- ・情報収集:地震の規模・津波の危険性、二次災害に関する情報
- ・学校、自治体、関係機関への連絡・連携
- ・緊急を要する子供への対応と保護者への連絡
- ・子供の不安への対応
- ・教室の被害状況の把握

⑤ 保護者への子供の引き渡し

- ・大災害の場合、原則保護者に教室・避難場所に来てもらい、引き渡す。
(大津波警報・津波警報発令時は、原則帰さない)
- ・子供の下校について安全面を総合的に判断し決定する。